

福祉サービス第三者評価結果報告書（令和7年度）

令和8年1月21日

社会福祉法人京都福祉サービス協会
塔南の園児童館 館長 吉水 文翁 様

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F

評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団

(東京都福祉サービス評価第三者評価機関／機構 12-215)

電話番号 03-3486-5141

代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属
	①	西島 結	
		児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 H1201052	
福祉サービス種別	児童館		
評価対象施設名称	塔南の園児童館		
施設連絡先	所在地	〒601-8445 京都市南区西九条菅田町4-2	
	電話番号	075-662-2761	
施設代表者氏名	館長 吉水 文翁		
契約日	令和7年1月31日		
自己評価票回答期間	令和7年6月30日～8月15日		館長・事務局回答項目
職員調査票回答期間	令和7年7月7日～7月22日		職員回答項目
訪問調査日	令和7年10月15日		

塔南の園児童館 評価結果報告

＜I 福祉サービスの基本方針と組織＞

I - 1 理念・基本方針

【評価項目】 I - 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I - 1 - (1) - ① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)に、児童の権利に関する条約(平成6年条約第2号)に掲げられた精神及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人(児童館)内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I - 1 - (1)について

講評
法人の理念・方針については、多様な手段で周知し、浸透を図っています
① 法人の理念・基本方針については、ホームページやパンフレットなどに記載されており、利用者や職員の目にふれやすい玄関や事務室などに掲示して、周知を図っています。理念に基づいた、基本姿勢や児童館が目指す活動方針に沿った活動が展開されています。
② 法人の採用活動や広報活動の活性化を目的として始まった「2030 ビジョン構想プロジェクト」は、長く働き続けられる職場づくりに向けて各部門の職員同士が横断的に法人のビジョンやミッションについて話し合い、言語化しようとする取組みです。フォーラムやワークショップ等を通じて対話を重ね、1年以上にわたるプロジェクトを経て、職員自らが法人のビジョンを策定しました。さらに、このビジョンを組織全体で共有し、共通認識のもと、業務や実践へ活かせる仕組みづくりに取り組んでいます。
③ 地域共生社会推進センター総会や内部研修などの機会を通して、法人として大切にしていること、目指す方向性について説明し、職員の理解が深まるよう促しています。館長からも館内研修や日々のミーティングなどの場で、職員に伝えられています。

I - 2 経営状況の把握

【評価項目】 I - 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I - 2 - (1) - ① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(児童館)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○

4	定期的に児童館のコスト分析や児童館利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	<input type="radio"/>
---	--	-----------------------

I -2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する児童館活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	<input type="radio"/>
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	<input type="radio"/>
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	<input type="radio"/>
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	<input type="radio"/>

【評価項目】I -2-(1)について

講評

業界・地域の動向把握に努め、より良い事業運営が推進されています

- ① 法人では、社会福祉事業・各種福祉計画の動向やニーズ、情報を収集しています。把握した内容は、ブロック会議、館長会議にて情報提供、各館の利用者数等の各地域の状況、課題を共有しており、常務理事会に報告し、課題解決に向けた協議がなされています。協議された内容は、職員会議や毎日のミーティングの中で情報共有されています。
- ② 法人内の事業所を行政区ごとにグルーピングし、ブロック会議を月 1 回実施しています。ブロック内での課題を明確にし解決に向けて取り組むことにより、法人全体としての方向性と意識統一が進められています。
- ③ 経営状況については、館長会議にて各事業所の経営状況と人員体制や課題などについて協議し、組織内での連携・協力体制の強化に努めています。組織改編に取り組み、館長職経験者が児童館担当部長として児童館現場とのパイプ役を担うことで、法人とのスムーズな情報共有と迅速な課題解決の仕組みが構築されています。

I -3 事業計画の策定

【評価項目】 I -3-(1) 中・長期(3~5年)的なビジョンと計画が明確にされている。

I -3-(1)-① 中・長期(3~5年)的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期(3~5年)計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	<input type="radio"/>
2	中・長期(3~5年)計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	<input type="radio"/>
3	中・長期(3~5年)計画は必要に応じて見直しを行っている。	<input type="radio"/>
4	中・長期(3~5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての 6 つの基本特性並びに 3 つの特性を發揮させるような内容になっている。	<input type="radio"/>
5	中・長期(3~5年)計画は、こどもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	<input type="radio"/>

I -3-(1)-② 中・長期(3~5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3~5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	<input type="radio"/>
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	<input type="radio"/>
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	<input type="radio"/>

【評価項目】I-3-(1)について

講評

より安定した事業運営の実現に向けて、中期経営計画の策定が期待されます

- ① 法人全体の中期経営計画が策定されています。理念・方針に基づいた具体的な目標設定、進捗状況の評価と見直しが行われていますが、介護福祉部門の記載が主体となっているため、今後、児童館部門に関する中期経営計画の策定が望まれます。
- ② 中期経営計画の下に、各児童館にて事業年間活動計画書を作成しています。年度末には児童館の取組状況をふりかえり、事業報告書にまとめ、法人へ報告・事業評価を経て、課題・改善点があれば、次年度の事業年間活動計画書、活動内容に反映されています。

【評価項目】I-3-(2)事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

標準項目		評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

標準項目		評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2)について

講評

職員との協議のもとに、事業計画書を作成し、利用者にも周知されています

- ① 法人の中期経営計画の下に、児童館の事業年間活動計画が反映されています。活動方針、年間目標を設定した上で、具体的な取組内容が明示されています。事業年間活動計画書は、館長と職員の協議の下に作成しており、本部の事業総括会議にて評価、定期的な見直し・検討を行っています。年度末には年間事業活動をふりかえり、本部にて成果と課題を抽出し、総括としてまとめられています。課題・改善点については見直しを図り、次年度の事業年間活動計画書に活かされています。事業年間活動計画書・自事業報告書は、法人ホームページにて公表されています。
- ② 児童館の事業年間活動計画は、年度初めに利用者にも取組内容、年間行事予定が周知されており、保護者向にも説明の機会が設けられています。利用者にも分かりやすく、スライドを用いて説明するなど、理解が得られるよう、創意工夫して伝えられています。

I -4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I -4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I -4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的にPDCAサイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	○
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	○

I -4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I -4-(1) について

講評
児童館活動の質の向上に向けた、組織的な仕組みが構築されています
① 法人の理念・基本方針の下に、各児童館にて事業年間活動計画を館長及び職員と協議の上、作成しています。計画の進捗状況については、日々のミーティングや職員会議などの機会に、業務をふりかえり、確認・見直しを図っています。半期ごとに、法人全体の事業実施状況を事業報告書にまとめ、全職員に共有されています。年度末には、事業総括会議にて全体の事業の総括と評価の上、事業報告書としてまとめ、法人のホームページにて公表しています。課題、改善点については、解決に向けて協議し、次年度の事業活動に活かす仕組みが整備されています。 ② 定期的に第三者評価を受審しており、審査結果は館長会議にて報告し、課題・改善点などの指摘事項があれば協議を行い、各館の職員会議にて共有され、次年度の計画策定に活かしています。審査結果については、法人のホームページにて公表しています。

«II 組織の運営管理»

II-1 管理者(館長等)の責任とリーダーシップ

【評価項目】 II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事(災害、事故等)における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用するこどもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、こどもや保護者的人権への配慮、こどもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】 II-1-(1) について

講評
守るべき法・規範・倫理を明示し、職員の理解を深める機会が創出されています
<p>① 職員が守るべき法・規範・倫理については、毎年コンプライアンス推進会議を開催し、事例共有と再発防止策の検討が行われています。入職時に、法人研修にて守るべきこと、マナー等及び人権尊重などの権利擁護について、学んでいます。毎年、人権研修を通して人権の尊重・権利擁護を学び、自らの業務をふりかえり、見直す機会を設けるとともに、定期的に「職員コンプライアンスチェックシート」を活用した自己チェックを実施しています。法人ではハラスメントに対する内部通報制度を設け、組織的な対策も講じており、職員にも周知されています。</p> <p>② 各児童館にてBCPを策定し、緊急時の行動基準・職員の役割分担が明示されています。BCPに沿った「事故・災害対策実務マニュアル」及び「災害対策ポリシー」を整備し、年間を通した避難訓練などを計画・実施されており、防災の啓発を推進しています。より実効性の高い内容とするために、館長会議で意見を募り定期的な見直しを図っています。</p>

【評価項目】 II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

II-1-(2)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○

2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】II-1-(2)について

講評
職員一人ひとりの資質を向上させる仕組みがあります
<p>① 児童館ガイドライン、京都市児童館活動指針の内容を意識した活動を推進しています。館長は、定期的に職員へのヒアリングを行うとともに、日頃からのコミュニケーションの中から職員の意向を汲みとり、意欲向上につなげています。職員の得意なことを見つけて、発揮できる機会をつくることで、職員の自尊心が高められ、自発的な行動とチームワーク力の強化が醸成されています。</p> <p>② 職員の意見により、2023 年度より他児童館相互での学びの機会として、「児童館職員派遣研修」を導入し、児童館活動の質の向上が図られています。児童館ガイドラインを踏まえ、研修を通しての気づきや今後活かせることなどを報告書としてまとめ、双方の館長及び本部児童福祉部へ提出されています。研修を通して職員間のネットワークが生まれ、児童館活動の活性化につながっています。また職員の自主勉強会グループへ活動場所を提供し、法人内外の児童館活動の質の向上にも取り組んでいます。</p> <p>③ 2024 年度より法人負担により児童館職員1名を採用し、運営館の人員サポートを横断的に行う体制が構築され、職員の働きやすい環境整備が進められています。また館長の補佐役として副館長職を設けることにより、館長の業務負担を軽減するとともに、館長候補の職員の業務スキルや館長職登用への意欲の向上が期待できます。</p>

II-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職（「児童の遊びを指導する者」（以下、「児童厚生員」という。）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○

4	法人(児童館)は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人(児童館)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○

II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	○
4	職員待遇の水準について、待遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	○
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	○

【評価項目】 II-2-(1) について

講評
<p>法人として児童館職員対象の人事考課・キャリアパス制度の構築と周知に努めています</p> <p>① 法人として人事評価制度ハンドブックを策定し、評価のポイント・スケジュール、各職責などが丁寧に説明されています。正規職員、非常勤職員はこの制度に準じ、人事評価シートを用いた評価、その他の職員は自己評価をもとにした児童館職員独自の評価制度を導入しています。また正規職員については児童館職員向けのキャリアパス制度が構築され、研修機会などに職員へ周知されています。</p> <p>② 法人では人材育成研修制度の手引きを作成し、研修内容・ねらいについて詳しく説明しています。各児童館にて、職員の職責に合わせた研修受講計画を作成し、研修受講後は供覧書を提出、職員に回覧して、重要な点については、職員会議や空き時間に共有し、全職員の能力向上に努めています。法人として期待する職員像について、研修や職員会議などで研鑽する機会を設けるなど、職員のより深い理解が得られるよう働きかけています。また職員の資格取得に関するお祝い金制度も設け、職員の学びの支援にも積極的に取り組んでいます。</p>

【評価項目】 II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○
3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	一
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2)について

講評

働きやすい職場環境を目指して、組織的な体制が整えられています

- ① 館長は職員の就業状況を管理、現状把握に努めており、全体の勤怠状況を取りまとめ、毎月の館長会議にて共有されています。職員の心身の健康状況を把握するために、定期的にストレスチェックを実施し、分析・検証が行われています。法人として内部通報制度を整備し、人材マネジメント室と外部の専門相談員の通報窓口が設置されています。
- ② 福利厚生制度として、毎年レクリエーションを厚生会にて企画し、法人全体職員との交流・コミュニケーションの機会が創出されています。各種休暇制度、ライフサポートを導入するなど、法人として働きやすい職場環境づくりを積極的に取り組んでいます。
- ③ 今年度6月より、児童館部門は指定休日を1日増やし、4週7休の勤務時間としました。ただ休日を増やすのではなく、勤務シフトのパターンを多様化し柔軟な働き方を促進することで、職員のワークライフバランスに配慮した児童館運営に取り組んでいます。

【評価項目】Ⅱ-2-(3)職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	○
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	○
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	○
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	○
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員がこどもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○

4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	<input type="radio"/>
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	<input type="radio"/>

【評価項目】II-2-(3)について

講評

職員ひとり一人の資質向上を働きかける仕組みが、組織的に構築されています

- ① 職員は、年1回、日常業務をふりかえり、自己評価・目標設定する「人事評価シート」または「能力発見シート」を作成し、館長の面談が行われています。館長は、職員の意向と目標を把握した上で、次の活動へつながる助言を行い、モチベーションアップを働きかけています。
- ② 職員の人材育成において、階層別研修制度を導入し、職員のキャリア段階に応じた研修受講を計画的に進めています。法人4館による職員派遣研修では、参加者に「事前・事後シート」を活用し、派遣元・派遣先の館長によるフィードバックを実施しています。さらに、担当部長による事業評価を取り入れ、より効果的な研修運営に向けた見直しを継続的に行うことで、組織的な質の向上に努めています。
- ③ 行政、他団体主催の外部研修にも積極的に参加を促しており、資格取得も奨励されています。研修受講後は、供覧書を作成、提出するとともに履修した内容を他の職員にも共有することで、児童館活動の底上げ、質の向上がつながっています。

【評価項目】II-2-(4)実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

II-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	<input type="radio"/>
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	<input type="radio"/>

【評価項目】II-2-(4)について

講評

未来を担う人材育成にも、積極的に取り組む体制が整えられています

- ① 次世代育成の取組みとして、中・高校生の職場体験をはじめ、近隣の大学より実習生を受け入れています。「児童館のための実習受け入れマニュアル」を整備し、学生の学びへの支援にも積極的に取り組んでいます。実習生教育担当者は、実習記録を作成し、館長・法人へ報告されています。
- ② 法人の高齢福祉分野でのインターンシップに参加する学生のなかで、希望者には児童館実習の1日体験プログラムを提供しています。福祉の専門職として、高齢者だけでなくこどもや地域連携などにも目を向け、広い視野で活躍できる次世代の福祉専門職の育成に貢献しています。

II-3 運営の透明性の確保

【評価項目】II-3-(1)運営の透明性を確保するための取組が行われている。

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人(児童館)の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報	<input type="radio"/>

	告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	○
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	○
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするよう努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 II-3-(1) について

講評
経営の透明性を確保し、適切な事業運営が行われています
① 法人の理念・基本方針や財務状況、決算報告、事業計画、事業報告については、法人ホームページにて公表されています。児童館活動を地域の方に知っていただくために、パンフレット・チラシをはじめSNSを活用するなど、多様な手段での広報活動が展開されています。それぞれの媒体の特性に応じた見せ方や掲載のタイミングなどを研究し、閲覧状況を分析・検証が行われています。法人情報誌「アソシエ」では、法人の魅力、事業内容や地域との連携の取組みなどを掲載し、職員及び関係機関に配布されています。社内外に発信することで、経営の透明化と地域に開かれた運営に取り組んでいます。
② 内部監査や外部監査法人による監査を受審しており、監査結果により改善点があれば見直しを図り、法人に報告されています。また京都市の書面監査、実地指導監査も受審し、指摘事項については速やかな改善に努めています。監査報告書についても、法人ホームページにて公表しています。

II-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○

6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	<input type="radio"/>
---	--	-----------------------

II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	<input type="radio"/>
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	<input type="radio"/>
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	<input type="radio"/>
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	<input type="radio"/>

【評価項目】 II-4-(1)について

講評
地域の児童厚生員のリーダーとして、広く社会に働きかけられています
① 法人として、地域のニーズに応じたサービス提供と地域の人とのつながりを大切した事業展開を示し、地域福祉の向上を目指した活動を積極的に取り組んでいます。自治連合会や企業・関連団体などの共催事業や学校運営委員会への参画、児童館からの授業の提供など、さまざまな連携、協働が進められています。地域活動に積極的に参加することで、地域の方から「子どものことなら児童館」と言ってもらえる存在を目指しています。
② 地域の高齢者や高校生がボランティアに参加しやすい環境づくりとして「ボランティアの心得」を備え、ボランティア活動上、配慮してもらいたいことを、担当職員より説明しています。活動後には「ふりかえりシート」にて気づき・感想などを記入、提出してもらい、職員に共有されています。また不登校や社会とのかかわりが苦手な中高生の居場所、活躍の場としてのボランティア育成にも積極的に取り組んでいます。

【評価項目】 II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

II-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	<input type="radio"/>
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	<input type="radio"/>
3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	<input type="radio"/>
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	<input type="radio"/>

【評価項目】 II-4-(2)について

講評
地域のつながりを大切にして、地域力アップにも貢献されています
① 自治連合会の会議、地域の子育て支援ネットワーク会議、関係団体の連絡会、基幹ステーション会議などの参加を通して、地域の情報や動向・ニーズの収集を把握し、共通課題については、解決に向けて取り組んでいます。把握した内容は職員に共有し、児童館運営に活かしています。
② 毎月、児童館だよりを地域の関係団体をはじめ、保育園、幼稚園や小・中学校への配布と地域の役員宅へ直接訪問し手渡しするなど、地域との日常的なつながりを大切にしています。

【評価項目】 II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
	法人(児童館)が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人(児童館)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(3) について

講評

地域のニーズを把握し、地域コミュニティを構成する多様な主体と連携・協働を推進しています

- ① 地域共生社会を推進する取組みとして、法人内に「地域共生社会推進センター」を設置し、各地域共生社会実現に向けて、地域の人と団体・企業などとのつなぎ役となり、さまざまな事業が展開されています。地域との連携による活動、地域子育て支援基幹ステーションのネットワーク会議の主催や自治連合会、民生児童委員会などの会合にも出席し、地域の状況やニーズ、課題を把握し、共有に努めています。
- ② 「妊娠前からの切れ目のない支援」を児童館の活動方針として掲げ、プレママ・パパ～中高生世代までの幅広い世代を対象とした包括的な支援の取組みを推進しています。地域の子育て拠点として、各世代向けの活動や多世代の交流の場づくりを、地域の民生児童委員・主任児童委員や民生協議会、社会福祉協議会による子育て支援事業にも協力しています。多様な立場の方が子育て支援に関わることで、地域ぐるみのこどもの見守りと育成が行われています。

«III 適切な福祉サービスの実施»

III-Ⅰ 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 III-Ⅰ-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

III-Ⅰ-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

III-Ⅰ-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 III-Ⅰ-(1) について

講評	
利用者の尊重と基本的人権に配慮した運営体制に取り組んでいます	
<p>① 法人共通の倫理要綱と行動規範を定め、子どもの権利を知る機会として、インフォメーションや掲示物にて周知とともに、法人にて「人権擁護及び虐待の防止のための研修」の開催及び各館で人権研修を実施するなど、職員の理解を深める仕組みがあります。法人では、不適切な支援の発生を未然に防ぐために、虐待等防止委員会を設置し、通報マニュアルの整備及び体制が構築されています。</p> <p>② 「子どもの最善の利益」のもとに、子どもの意見を尊重する取り組みとして、館内では子どもの気持ちを表現できる場が提供されています。職員は、日頃よりこどもたちが自発的に取り組めるよう声掛け、活動のきっかけづくりをすることで、子どもの自立支援につながっています。</p> <p>③ 利用者のプライバシー保護について「個人情報の保護に関する基本方針について」文書を掲示するとともに、「個人情報保護規則及び個人情報保護事務取扱要綱」を定め、職員に周知されています。</p>	

【評価項目】 III-Ⅰ-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

III-Ⅰ-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するためには必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○

3	児童館の利用希望者については、個別にていねいな説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

III-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】 III-1-(2) について

講評
地域の子育て支援の拠点として、さまざまなニーズに対応できる体制が整えられています
① 法人及び児童館の紹介・活動内容については、ホームページや各種パンフレットなどを通じて、写真やイラストなどを使い、利用者にも分かりやすい内容で丁寧に伝えられています。また SNS を活用した情報発信では、潜在的な利用者層を想定したうえでデザインの構成や見せ方などにも工夫が施されています。初めて利用される方には、児童館の見学やさまざまな活動の体験ができるよう整備されています。

【評価項目】 III-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

III-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	○
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	—
4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【評価項目】 III-1-(3) について

講評
多様な手段で利用者の意見や意向を把握し、反映する仕組みがあります
① 行事の参加者と保護者向けのアンケートを実施し、収集した意見を参考に、次年度の活動計画に反映しています。また「塔南の園福祉後援会」が実質的な運営協力組織として設置され、地域のこども育成や福祉の向上を目指して意欲的に活動する地域住民がその中核を担っています。年4回の定例会議を通じて児童館の活動を共有し、夏祭りなどの主要な行事を協働で企画・運営するなど、児童館運営の強力なパートナーとして機能している点は高く評価できます。
② 年4回の定例会議を通じて児童館の活動を共有し、夏祭りなどの主要な行事を協働で企画・運営するなど、児童館運営の強力なパートナーとして機能しています。

【評価項目】 III-Ⅰ-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

III-Ⅰ-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しありやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	○
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

III-Ⅰ-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

III-Ⅰ-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいうように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○
6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○

【評価項目】 III-Ⅰ-(4) について

講評
<p>利用者の苦情・相談に対して、適切に対応する体制が整えられています</p> <p>① 苦情解決の体制について、多様な方法で利用者が意見を述べられるよう受付窓口を設置し、ホームページやパンフレット、おたよりを通して周知されています。対応マニュアルの基に、収集した内容を記録・保管し、職員会議で協議の上、法人へ報告、解決に向けて速やかに対応されています。苦情内容、改善・解決結果については、ホームページに公表し、今後の運営に活かす仕組みがあります。</p> <p>② 利用者からの意見、相談については、館内のご意見箱の設置とパンフレットやおたよりなどで案内されています。対応マニュアルを整備しており、収集した意見・相談内容については、職員会議にて協議の上、速やかに対応し、フィードバックされています。また年度ごとにマニュアルの見直しを図り、より良い児童館運営に取り組んでいます。</p> <p>③ 職員は、日常のこともの変化や様子の把握に努め、こども一人ひとりへの関わり方にも工夫して接しています。こどもたちには、困ったことがあれば先生たちが相談にのってくれる寄り添う姿勢が伝えられています。またこどもの何気</p>

ない一言が気になった場合は、館長や職員で共有し、見守り、個別支援が行われています。

【評価項目】 III-Ⅰ-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

III-Ⅰ-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

III-Ⅰ-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

III-Ⅰ-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
5	防災計画や事業継続計画(BCP)等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】 III-Ⅰ-(5) について

講評

事業継続計画(BCP)を策定し、あらゆるリスクに対応した体制が構築されています

- ① 災害時の利用者の安全確保を図るために、各児童館にて事業継続計画(BCP)を策定しています。さまざまなりスクに応じた行動フローチャートを示した「事故・災害対策実務マニュアル」を整備し、職員への周知、理解を促しています。マニュアルが形骸化しないためにも、定期的な防災訓練と地域の消防署、学校などと連携した防災イベントを実施するなど、組織として防災の啓発を推進しています。

- ② 感染症対策として、「児童館における事故・災害対策実務マニュアル」及び「感染症対策ポリシー」を明示し、館内の感染症予防対策にも積極的に取り組んでいます。感染症対策マニュアルに沿った対策を講じるとともに、職員の意見を聞いて、マニュアルの見直しが図られています。また館内の感染症予防対策として、利用者にも理解が得られる工夫がなされています。
- ③ 事故・ヒヤリハットの場面に遭遇した際は、マニュアルに基づき、事故報告書を作成、法人へ報告しています。事案の共有と分析と検証の検討を行い、再発防止・事故予防に努めています。

III-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】 III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

III-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	○
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	○

【評価項目】 III-2-(1) について

講評	
「京都市児童館活動指針」に基づいた、児童館活動の質の向上に努めています	
<p>① 「京都市児童館活動指針」に基づいた児童館運営、活動を推進しています。京都市児童館学童連盟主催の活動指針研究会の参加や活動方針に沿った活動が実施されているか、ふりかえる機会を設けるなど、活動方針の浸透を図り、職員の資質向上に努めています。</p> <p>② 「こども基本法」の理念である「こどもまんなか社会」を実現するために、こどもの意見の反映や主体性、自主性の尊重を意識した活動が展開されています。館内に意見箱の設置やこどもたちの気持ちを表す場を創出するとともに、日常的にこども会議を実施し、遊びのルールや行事の企画運営などは、こどもたちが考えて行動できるよう働きかけてことで、さまざまな体験を通して、こどもたちの自立心が育まれています。</p>	

【評価項目】 III-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

III-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○

4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	<input type="radio"/>
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	<input type="radio"/>
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	<input type="radio"/>

III-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	<input type="radio"/>
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	<input type="radio"/>
3	記録管理の責任者が設置されている。	<input type="radio"/>
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	<input type="radio"/>
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	<input type="radio"/>
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	<input type="radio"/>

【評価項目】 III-2-(2) について

講評
<p>ICT 導入により、情報の標準化を図り、組織的なセキュリティ対策の強化に努めています</p> <p>① 日誌や活動報告書などの記録や業務管理、職員間の情報共有については、ICT を活用することで業務効率の向上が図られています。法人では、定期的な館長会議、ブロック会議、経営推進会議の実施により、事業の横断的な取組みの共有と協議が行われており、各児童館と児童福祉部ではグループウェアを活用した情報共有による標準化を図っています。</p> <p>② 法人では、事業本部管理職会議や事業本部ミーティングに担当部長が出席し、児童福祉部の課題を法人全体で共有しています。さらに、他部門の課題も共有・協議することで、組織全体の連携を強化し、より効果的な運営を図っています。</p> <p>③ 個人情報保護の取扱いについては「個人情報保護規則」を策定し、職員はコンプライアンス研修を受講するとともに、「職員コンプライアンスチェックシート」にて、日常業務のふりかえり、確認ができる仕組みがあります。個人情報・機密情報に関する書類は、事務所内の鍵付きのキャビネットで厳重に管理されています。法人として、パソコン上の機密情報や個人情報は、PW 管理の上、情報漏洩対策に努めています。利用者には、申込書に個人情報の取扱いについて明記し、説明されています。またソーシャルメディア・SNS の活用に伴い、「ソーシャルメディアガイドライン」を策定し、個人情報の保護、セキュリティ対策の下に運用されています。</p>

＜児童館の活動内容に関する事項＞

I、児童館の施設特性

【評価項目】 I-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目		評価
1	こどもが自らの意思でひとりでも利用することができている。	○
2	こどもが遊ぶことができている。	○
3	こどもが安心してくつろぐことができている。	○
4	こども同士にとって出会いの場になることができている。	○
5	年齢等の異なるこどもが一緒に過ごし、活動を共にすることができている。	○
6	こどもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 I-(1)について

講評
異年齢交流を促し、こどもが安心して過ごせる工夫を実践しています
<p>① 小学校の規模が比較的小さく、兄弟関係の利用者も多いという地域の特性を活かし、異年齢のこどもたちが日常的に顔見知りとなり、自然に一緒に遊ぶ環境が整っています。職員が「あの子と遊んでみたら?」と積極的に仲立ちをすることで、学年の壁を越えた交流がさらに促されています。その結果、学童クラブを卒業したこどもも、そこが安心できる「同じ場所」であると感じて継続して来館するなど、児童館がこどもたちにとって大切な「居場所」として深く根付いていることがうかがえます。</p> <p>② 職員がこどもたちの遊びの輪に積極的に入ることで、こども一人ひとりの個性やその時々の気持ちを丁寧に汲み取り、信頼関係を築いている様子が見受けられます。ヒアリングでは、ボール遊びの際に年長の子が年下の子を自然に気遣うといった具体的な場面も語られており、職員の関わりがこどもたちの思いやりの心を育む土壌となっていることが評価できます。こうした関係性があるからこそ、こどもが困ったときに気軽に職員に相談できる雰囲気が醸成されています。</p> <p>③ 一方で、施設の物理的なスペースが限られていることは、運営上の構造的な課題となっています。特に、学童クラブの活動と自由来館児の遊びの場が重なる時間帯には、こどもたちが「やりたい遊び」を十分にできない場面が生じています。この点については施設も深く認識しており、事前にこどもたちへ利用時間の周知を行うなどの努力をして、物理的な制約がある中で、こどもたちの遊びの権利を保障しようとする姿勢が見られます。</p>

【評価項目】 I-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目		評価
1	地域におけるこどもの居場所になっている。	○
2	職員が日常的にこどもと関わり、こどものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3	児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこでこどもが自ら成長していくことができている。	○
4	こどもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5	住民や関係機関等と連携して、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 I-(2)について

講評

地域に深く根差し、多世代・多機関との協働で子どもの育ちを支える拠点として機能しています

- ① 「だがしデー」や夏祭りといった行事は、子どもたちにとっての楽しいイベントであると同時に、地域の少年補導委員や福祉後援会、近隣企業といった多様な地域住民や団体が運営に参画する重要な協働の場となっています。特に夏祭りでは、子どもたちが「お店屋さん」の役割を担い、デイサービス(併設施設)の高齢者と交流するなど、児童館が多世代を結ぶ地域のハブとして機能している点が高く評価できます。
- ② 子どもの様子に気を配り、課題が見られた際には、学校や区はぐくみ室等の関係機関と日常的に情報交換を行い、連携して対応する体制が整っています。ヒアリングからは、職員が学校から保護者には直接伝わらないような繊細な情報を共有してもらうなど、強固な信頼関係が構築されていることがうかがえます。これにより、児童館は地域の子育てにおけるセーフティネットとしての多機能性を発揮しています。
- ③ 児童館の活動を館内にとどめず、移動児童館「とれいんぱーく」として地域の公園へ出向くアウトドア活動を定期的に行っています。これは、児童館の存在を知らない乳幼児親子への有効なアプローチであると同時に、保育園等へチラシを届けるなど、地域全体への広報活動にもつながっています。一方で、ヒアリングでは「地域のイベントへの参加が少ない」という課題も認識されており、今後はより積極的に地域へ出ていく活動の展開が期待されます。

【評価項目】 I-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目		評価
1	子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2	子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3	子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4	子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5	権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 I-(3)について

講評

子どもの主体性を尊重し、権利を保障する取組みを推進しています

- ① 遊びの企画や運営において、子どもの年齢に応じて意見を表明する機会を設けています。特に「サタラボ」や「アンビンピック委員会」、約25年続く「ヨルジド」といった活動では、子どもたちが企画の立案から実行まで主体的に関わっており、自分たちの思いを実現するプロセスを通じて自己決定権行使しています。ヒアリングからは、職員が子どもたちの自発性を尊重し、あくまでサポート役に徹している姿勢が確認でき、これは「子どもの最善の利益」を考慮した実践として高く評価できます。
- ② 「じどうかんもあるよ」のメッセージや権利に関するポスターの掲示、法人としての倫理綱領の周知など、子どもの権利を擁護する姿勢を明文化し、職員と利用者の双方に啓発する取組みが行われています。また、日常的に多様な国籍の子どもがいる中で、国籍や名前などへのいじりを許さないなど、人権を意識した関わりが実践されています。今後は、それらの実践を「子どもの権利」という概念や法人の倫理要項と結びつけることで、職員自身がその価値を十分に認識できる状態を目指すことが望まれます。
- ③ 権利侵害の未然防止と早期発見については、毎日のミーティングで子どもの様子や会話を共有し、「日誌」や「個別ケース記録」に記録することで、組織的に対応する体制が整えられています。これにより、気になる変化を捉え、必要に応じて関係機関と連携するなど、子どもを守るための具体的な行動につながっています。今後は、こうした

日々の実践の一つひとつが「子どもの権利擁護」に他ならないという点を、研修等を通じて全職員の共通理解として深めていくことが期待されます。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目		評価
1	職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2	子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○
3	遊び及び生活の場で、その時々の一人ひとりの心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】2-(1)について

講評

研修と情報共有を両輪に、個々の発達に応じた支援を「言葉にする」努力をしています

- ① 京都市児童館学童連盟等が主催する研修へ積極的に参加し、子どもの発達に関する専門的な知識の習得に努めています。特に乳幼児向けプログラムでは発達段階を考慮し、小学生以上には個別の特性を踏まえた支援を行うなど、研修での学びを日々の実践に活かそうとする姿勢が見られます。より一層「情報共有」を徹底することで、研修で得た知識が組織全体で十分に共有され、実践の質を均一に高めることが望まれます。
- ② 毎日のミーティングを通じて、保護者からの情報や職員が観察した子どもの様子を共有し、一人ひとりの発達特性やその時々の心身の状態に応じた支援を検討する体制が構築されています。ヒアリングでは、思春期の子どもへの対応は、地域性や家庭の特性によるところが大きいという認識が示されました。一方で、「個別の対応について職員全体で確認し合う時間を特に設けていないことから、分からず、できていない、を選択した」という分析もなされています。しかし、実践で得られた経験知（暗黙知）を、発達特性という観点から言語化し、職員間で共有しようとする姿勢は、支援の一貫性や質の向上に貢献しています。
- ③ 職員の知識や経験の偏りにより、発達に課題を抱える子どもへの支援の質にばらつきが生じる可能性を課題として明確に認識し、ミーティングでの情報共有によって是正しようと努めている点は、組織としての自己改善能力の高さを示しています。アルバイト職員など勤務時間の限られた職員への情報共有については、短時間でも正確に情報が伝わるような記録やコミュニケーションの工夫が、今後の重要な課題であると考えられます。

【評価項目】2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目		評価
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】2-(2)について

講評

施設の物理的制約があるなかで、可能な限り子どもの主体性を尊重した働きかけが行われています

- ① 職員は、子どもたちが主体的に遊び方や過ごし方を決められることを大切にしており、その方針は職員間で共有されています。その結果、異年齢の子どもたちが自然に交わりながら遊びを発展させ、「遊びでつながった仲間」が形成されている様子が見られます。これは、児童館が子どもの社会性を育む上で重要な機能を果たしていることを示しています。
- ② 一方で、ヒアリングでは「場所が少ないため、子どもたちのやりたいことが十分にできていない」「施設のスペースの問題があり、広さが必要」という声が挙がりました。特に遊戯室は、ボール遊びをしたい子ども、走り回りたい子ども、静かに過ごしたい子どもなど、多様なニーズが混在する中で、譲り合いと思いやりに頼らざるを得ない状況が常態化しています。これは、子どもが自由に遊びを選択する権利を十分に保障する上で、大きな制約となっています。そんななか、限られたスペースの中で「ボールタイム」を設定するなど、時間による空間の使い分けを工夫しており、制約のなかでも安心して多様な遊びが展開できる空間をいかに確保していくか、工夫が見されました。

【評価項目】2-(3) こども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目		評価
1	乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2	幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3	職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4	職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長とその中の個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5	子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】2-(3)について

講評

多様な交流と主体性を促す企画で、子どもの集団形成を援助しています

- ① 小学生が「赤ちゃんソーター」として乳幼児と関わる取組みや、大学生ボランティアが小学生の学習を支援するなど、多様な異年齢交流の機会が意図的に設けられています。ヒアリングからは、こうした活動が日常的に行われていることが確認でき、年長の子どもにとってはリーダーシップや自己肯定感を育む場となり、年下の子どもにとっては豊かな人間関係を築く上で良い影響を与えている点が評価できます。
- ② こどもたちの発案による「アソビンピック」が実施されるなど、こどもたちが自らの興味関心に基づいて集団を形成し、主体的に活動に取り組むことを奨励しています。職員は、こどもたちの関係性を丁寧に見守り、必要に応じて遊びの企画や役割分担を支援することで、こどもたちの成長を促しています。
- ③ 一方で、自己評価票で指摘されている通り、学童クラブの利用者が増加したことにより、自由来館児、特に活動的な遊びを求める子どもの空間が圧迫されています。ヒアリングでは、この「接合部分に無理がかかる」状況が、夏休みなど特定の時期に顕著になることが語られました。物理的制約があるなかで限界はありますが、すべての子どもが快適に過ごせるための時間・空間の再配分については継続して検討していく必要があります。

3. こどもの居場所の提供

【評価項目】3-(1) こどもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべてのこどもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館するこどもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のあるこどもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】3-(1)について

講評

職員の丁寧な配置と支援により、安心できる居場所を創出しています

- ① 職員が遊びの中に積極的に関わり、異年齢のこどもたちが思いやりを持って遊べるよう支援することで、こどもたちが安心して過ごせる人的環境が整えられています。特に、乳幼児親子に対しては場所やおもちゃの配置を工夫するなど、対象者に合わせたきめ細やかな配慮が見られます。また、「はじめましてシート」を活用し、緊急連絡先等の把握に努めています。
- ② 中高生の延べ利用者数が多く、当該児童館が特に中・高生世代にとって魅力的な「居場所」として機能していることを示唆しています。環境設定のみならず、彼らの意見やゆらぎを受け止める職員の受容的な姿勢づくりに努めています。
- ③ 午後の過密状態という物理的な制約を課題として認識しつつも、夏休みに「赤ちゃんサポーター」の取組みを設けるなど、異年齢のこどもたちが関わる機会を意図的に創出しようと努めています。職員が仲立ちとなり、互いを思いやる関わりを支援することで、単なる空間の共有から質の高い交流へと導いている点が評価できます。

【評価項目】3-(2) 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】3-(2)について

講評

多様な関わりの中の中高生の居場所機能を強化しています

- ① 日常的な利用に加え、17時以降を「中高生タイム」と設定し、彼らが優先的に空間を利用できる時間を保障しています。ヒアリングからは、平均18人という市内でも比較的多くの利用があることが確認でき、本児童館が中高生にとって魅力的な居場所として定着していることがうかがえます。また、彼らが小学生と遊んだり、職員と会話を楽しんだりと、多世代と関わる中で安心して過ごしている様子が見られます。
- ② 大学生や社会人スタッフが関わる「ヨルのジドウカン」は、学校外のナナメの関係を構築する上で貴重な機会となっています。また、地域の夏祭りで中高生が主体的にコーナーを企画・運営するなど、彼らが地域社会に参加し、自己有用感を得られる場が提供されている点も評価できます。
- ③ 発達や生活に課題を抱える中高生に対しても、個別に対応するなど、インクルーシブな居場所であろうとする姿勢

が見られます。また、現状に満足せず、Instagram の活用など新たな広報手段を検討し、まだ児童館につながっていない中高生へアプローチしようとする意欲は、今後の更なる発展を期待させます。

4. こどもの意見の尊重

【評価項目】 4-(1) こどもの年齢及び発達の程度に応じてこどもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	こどもの年齢や発達の程度に応じてこどもの意見を尊重している。	○
2	意見だけではなくこどもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的にこどもの声を拾い、職員間で話し合って、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、こどもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-(1)について

講評

話し合いの過程を重視し、こどもの意見表明をサポートしています

- ① 日常の遊びの場面において、こどもたちの間で意見の対立が起きた際に、職員がすぐにルールを示すのではなく、こどもたち自身が話し合いで解決していく過程を大切にしています。ヒアリングからは、高学年のこどもたちが自分たちで使う時間や場所を確保するために、仲間と話し合う様子が語られており、これはこどもの自己決定権を尊重し、合意形成能力を育む上で非常に価値のある実践です。
- ② 「アソビンピック」や「サタラボ」といった活動では、こどもの「やりたい」というアイデアを起点に企画が実現されており、こどもが自分たちの思いを形にできる達成感を得られる機会となっています。ヒアリングでは、これらの企画を通じてこどもたちが自発的に役割を担い、学校に場所の交渉に行くといった主体的な行動に繋がっている事例も報告され、高く評価できます。
- ③ 一方で、ヒアリングでは「意見箱は過去にあったがほとんど機能していなかった」ことが明らかになりました。日常的に職員がこどもの声を聞き取る関係性が構築されているため、形式的な仕組みの必要性が低いという側面もありますが、直接意見を言うことが苦手なこどもや、より多くの意見を広く集めるための仕組みとしては改善の余地があります。「ありがとうの木」のような間接的に気持ちを表現する取組みは実践されており、今後はこれを意見表明の形へと発展させていくことも期待されます。

【評価項目】 4-(2) こどもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、こどもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	こども会議、こども企画、こども実行委員会など、こどもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、こどもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動にこどもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-(2)について

講評

多様な仕組みを通じて、こどもの意見を活動に反映しています

- ① 「おやつアンケート」や「ありがとうの木」のような日常的な活動から、「アソビンピック」や夏祭りのコーナー企画と

といったイベント運営に至るまで、こどもたちの意見や思いを汲み取り、活動に反映させるための多様な仕組みが機能しています。ヒアリングからは、これらの活動が単なるイベント実施にとどまらず、こどもたちが主体的に課題解決に取り組む（例：学校への場所交渉）プロセスを重視していることが確認できました。職員はこどもたちの自動的な活動を尊重し、側面的な支援に徹しており、こどもの意見が活動にダイレクトに反映される仕組みが機能している点は高く評価できます。

- ② 誕生会で提供するおやつをアンケートで決めるなど、日常のささやかな場面でもこどもたちの選択を尊重する姿勢が見られます。また、夏祭りなどの大きな行事においても、こどもたちが運営するコーナーを設けるなど、多様な形で意見やアイデアが活動に反映されています。
- ③ こどもたちから出された意見は、職員会議やコーナー会議といった正規の会議体で議題として取り上げられ、組織として意見を反映させるためのプロセスが確立されています。これにより、個々の職員の判断だけでなく、児童館全体としてこどもの意見に向き合う体制が整っている点が評価できます。

5. 配慮を必要とするこどもへの対応

【評価項目】 5-(1) 配慮を必要とするこどもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらずこども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用するこどもの間で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のあるこどもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-(1)について

講評
関係機関との連携を基盤に、配慮を要するこどもへ丁寧に対応しています
<p>① 虐待が疑われるケースや福祉的な課題を持つこどもに対して、学校や区はぐくみ室、児童相談所といった関係機関と緊密に連携し、個別ケース会議に参加するなど、組織的な対応が行われています。ヒアリングからは、特に学校とは日頃から顔の見える関係が構築されており、デリケートな情報も共有できる信頼関係があることが確認でき、これは地域のセーフティネットとして機能する上で大きな強みとなっています。</p> <p>② 障害のあるこどもに対しては、学童クラブや行事の企画において、他のこどもたちと協力し合えるような活動内容を工夫し、インクルーシブな環境づくりに努めています。職員が日常的にこどもの様子を見守り、ミーティングで情報を共有することで、いじめ等の問題にも早期に対応しようとする体制が整えられています。</p> <p>③ 出勤日数が少ない職員との情報共有の量に差が出てしまうことを課題として明確に認識し、ミーティングで重要な情報を繰り返し共有するなどの改善策を講じようとしています。すべてのこどもに質の高い支援を均等に提供するための、組織的な努力がなされています。</p>

【評価項目】 5-(2) こどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	こどもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要なこどもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】5-(2)について

講評

保護者との信頼関係を基軸に家庭への支援を展開しています

- ① 職員が日頃から保護者と気軽に立ち話ができる関係づくりを心がけており、子どもの日々の様子を共有するだけでなく、保護者の悩みや相談に寄り添う姿勢が見られます。ヒアリングからは、このインフォーマルなコミュニケーションが信頼関係の基盤となり、課題の早期発見や支援への円滑な導入につながっていることがうかがえます。
- ② 発達に関する課題には児童館学童連盟の統合育成担当官、家庭環境に関する課題には区はぐくみ室と連携するなど、課題の性質に応じて適切な社会資源につなぐ多機能性が発揮されています。特に、学校との連携においては、保護者には直接伝えにくい情報を児童館が介して聞くなど、家庭と学校の橋渡し役としても重要な役割を担っており、高く評価できます。
- ③ 児童館と関係を築けている家庭には手厚い支援が届く一方で、地域で孤立し、児童館との接点がない家庭へのアプローチが十分ではないという点を、施設自らが重要な課題として認識しています。この課題認識は、児童館が地域の子育て支援の拠点として、よりインクルーシブな存在へと発展していくための第一歩と言えます。今後は、地域の民生委員や学校と連携し、アウトリーチ活動を行うなど、地域で孤立しがちな家庭を積極的に発見し、関係を構築していくための戦略的なアプローチが求められます。

6. 子育て支援の実施

【評価項目】6-(1) 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	こどもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】6-(1)について

講評

多様な交流の場と相談機会の提供で、保護者の子育てを支援しています

- ① 「とーにゃん広場」といった定期的な交流の場や、「きき茶」のような保護者が一息つける居場所を設けることで、保護者同士の自然なつながりを促し、子育ての孤立化を防ぐ支援を行っています。これにより、保護者は情報交換を行ったり、共感を得たりする貴重な機会を得ています。
- ② 助産師と連携した専門的な相談の機会を提供するなど、子育てに関する不安や悩みに応える体制が整えられています。ヒアリングからは、職員が日常的に保護者と話しやすい雰囲気づくりを心がけている様子がうかがえ、フォーマル・インフォーマル両面から相談しやすい環境が提供されている点が評価できます。

- ③ 懇談会や「遊びの広場」といった行事を通じて、保護者が児童館の運営や地域活動に参画する機会を提供しています。保護者が単なるサービスの受け手にとどまらず、活動の担い手となることで、当事者意識が醸成され、保護者同士および地域とのネットワークがより強固なものになることが期待されます。今後は、児童館がハブとなり、保護者が地域活動へ参加するきっかけをつくるなど、保護者の社会的ネットワークを地域へと広げていく視点を持つことが期待されます。

【評価項目】6-(2) 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】6-(2)について

評価
保護者の主体性を引き出し、多世代交流へと展開しています
① 登録制クラブにおけるグループ活動やリユース活動の運営を保護者に委ねるなど、保護者が単なる参加者ではなく、主体的に活動を担う機会を提供しています。ダンスサークル「ママダン」のような保護者自身の自己実現につながる活動も支援しており、エンパワーメントの視点を持った子育て支援が展開されています。
② 中学校と連携した「パパママ交流」は、乳幼児親子にとって地域の中学生と触れ合う貴重な機会であり、中学生にとって乳幼児のかわいらしさや子育ての大変さに触れ、自らの将来を考えるきっかけとなる優れた多世代交流事業です。保護者が中学生との交流を通して、子どもの成長を見通すことができる点も大きな意義があります。
③ 乳幼児親子の利用が少なく、児童館の認知度向上を課題として明確に捉え、Instagram や町内回覧など多様な媒体を用いた広報の強化を検討している点は、現状を改善しようとする積極的な姿勢として評価できます。特に、他の機関とつながりのない孤立した家庭へのアプローチを意識していることは、地域の子育て支援拠点としての重要な視点です。

7. 地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取組んでいる。

標準項目		評価
1	児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2	児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3	地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4	地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5	地域住民やNPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】7-(1)について

講評
地域資源を積極的に活用し、多世代が関わる環境を構築しています
① 総合福祉施設という立地を活かし、併設施設の高齢者と卓球バレーや将棋を通じて日常的に交流するなど、自然

な形での多世代交流が実践されています。また、地域の少年補導委員が「だがしデー」の運営を担うなど、地域住民が児童館の活動に主体的に関わる仕組みが根付いています。こうした「顔の見える関係」が、こどもたちの安全安心な環境の基盤となっています。
② 移動児童館「とれいんぱーく」で公園に出向いたり、「サタラボ」で青少年活動センターを利用したりと、館内にとどまらず地域の様々な施設を活動のフィールドとして活用しています。これにより、児童館を知らない親子へのアピールになると同時に、こどもたちが自分たちのまちの資源に気づききっかけにもなっています。
③ 地域住民による見守り活動や民生児童委員と密に情報を共有し、こどもの安全確保に努めるなど、地域における健全育成ネットワークの中核として機能しています。一方で、さらに連携できる地域団体や住民を掘り起こす必要性を認識しており、地域との関係を深化させようとする継続的な姿勢がうかがえます。地域のお祭りへの協力打診があった事例も語られており、こうした機会を捉え、地域活動へ積極的に関わっていくことが期待されます。

8. ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】8-(1) こどもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	こどもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	○
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】8-(1)について

講評

こどもから大人まで、多様なボランティアが活躍する仕組みを構築しています

- ① 小学生による「赤ちゃんサポーター」や各種イベントでのこどもボランティアの募集など、こどもたちが「してもらう」側から「してあげる」側へと役割を転換する機会を意図的に設けています。これらの経験は、こどもたちの自己肯定感や責任感を育むと共に、将来的な市民性の基礎を養う上でとても重要です。
- ② 保護者の得意を活かした乳幼児クラブの企画や、地域住民が運営する「だがしデー」など、こどもだけでなく地域の大人たちが持つ多様なスキルや経験を活動に活かす仕組みが整っています。これにより、児童館の活動が豊かになるだけでなく、ボランティア自身にとっても自己実現や地域貢献の喜びを感じる場となっています。
- ③ 一方で、ヒアリングでは「ボランティアとしての認識が薄い」という声も聞かれました。多くの実践が「当たり前の活動」として自然に行われている点は強みですが、それらの活動の価値を「ボランティア」として明確に位置づけ、参加者(特にこどもや保護者)にフィードバックする視点を持つことで、活動への誇りや継続意欲をさらに高めることができると考えられます。また、ICTを活用した広報の強化という課題認識は、こうした魅力的な活動を地域に広く伝え、新たな担い手を巻き込んでいく上で不可欠です。

9. こどもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) こどもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	こどもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	こどものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、こどもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1)について

講評
組織的な安全管理体制と、こどもと対話する実践的な安全指導を両立しています
① こどもたちが安全に遊ぶための画一的なルールを設けるのではなく、ヒアリングからは、その時々の状況に応じてこどもたちと対話しながら「今はできる」「今はできない」を判断するという、柔軟かつ丁寧な関わり方が明らかになりました。このプロセスは、こどもたちが自ら危険を予測し、安全について考える力を育む上で非常に重要であり、こどもの主体性を尊重した実践的な安全指導として高く評価できます。
② 職員が定期的に救急法の研修に参加し、万が一の事故発生時には法人と行政へ速やかに報告する体制が徹底されているなど、組織としての危機管理意識の高さがうかがえます。また、事故に至らない「ヒヤリハット」の事例も職員間で共有して再発防止に努めており、経験を教訓とする仕組みが機能しています。
③ 食物アレルギーを持つこどもへの対応として、入会時の確実な情報聴取と飲食提供時の徹底したアレルギー除去が行われています。また、日常的な手洗いの励行、消毒、換気など基本的な感染症対策も着実に実践されており、こどもたちが健康に過ごせる衛生環境の維持に努めていることがうかがえます。

10. 学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1)について

講評
顔の見える関係を基盤に、学校・地域との密な連携を構築しています
① 小学校・中学校とは、行事予定の交換といった定型的な情報共有にとどまらず、個々の子どもの様子について学級

<p>担任と日常的に情報を共有する関係が築かれています。特に配慮が必要なこどもについては連携を密にし、児童館と学校が一体となってこどもの安心な生活を支えている点が評価できます。</p>
<p>② 児童館だよりの回覧・配布を通じて活動内容を広く地域に知らせるとともに、「福祉後援会」の構成員へは毎月直接訪問して手渡すなど、顔の見える関係づくりを大切にしています。こうした地道な活動が、地域住民の児童館への理解と信頼を育み、円滑な連携の土台となっています。</p>
<p>③ 児童館の施設をダンスなど地域住民の主体的な活動の場として提供しています。これにより、児童館はこどものためだけの場所ではなく、地域住民の交流拠点としての役割も担っています。また、活動の成果を夏祭り等の場で発表する機会を設けることで、こどもと地域住民との自然な交流を促進しています。</p>

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、こども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	こどもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、こどもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	-
3	運営協議会等は、年間を通して定期的に開催し、臨時の対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○

【評価項目】 10-(2)について

講評
<p>地域住民による運営協力組織が、事業の推進力として機能しています</p>
<p>① 「塔南の園福祉後援会」が実質的な運営協力組織として設置され、地域のこども育成や福祉の向上を目指して意欲的に活動する地域住民がその中核を担っています。年4回の定例会議を通じて児童館の活動を共有し、夏祭りなどの主要な行事を協働で企画・運営するなど、児童館運営の強力なパートナーとして機能している点は高く評価できます。</p> <p>② 「地域子育て支援ステーション」事業の一環として関係機関との連携会議は持たれているものの、その内容が個別の支援ケースの検討に終始しがちであることが語られました。そのため、「児童館がどうあるべきか」といった運営の根幹に関わる議論や、活動に対する地域からのフィードバックを得る機会が不足しているという課題が浮き彫りになっています。関係機関との広範なつながりを活かしつつ、新たに児童館の運営全体を俯瞰し、地域のニーズを反映させるための協議の場を設けることが期待されます。運営協力組織への若者の参加を促すため、大学生ボランティアや中高生の参画を模索する必要があると考えている点は、組織の持続可能性と活性化を見据えた重要な視点です。地域の将来を担う若い世代が運営に関わることは、児童館活動をより現代のこどものニーズに合ったものにしていく上で不可欠です。</p>

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

II、放課後児童クラブの実施(選択項目)

【評価項目】 II-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		評価
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例(最低基準)に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍することもと児童館に来館することもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍することもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 II-(1)について

講評

児童館の多様性を活かし、一体的な運営で交流を促進しています

- ① 児童クラブの児童と自由来館の児童が、日常的に同じ空間と時間を共有して過ごせる環境を提供しています。これにより、登録の有無による壁がなくなり、多様な子どもたちが自然に交流し、人間関係を広げることができる点は、児童館が持つ機能を最大限に活かした運営と言えます。
- ② 「だがしデー」や夏祭りといった児童館全体の行事へ、児童クラブの児童が企画段階から主体的に関わる機会を設けています。これにより、彼らは単なる利用者ではなく、児童館文化の担い手となり、自由来館の児童や地域住民との交流を深める役割を果たしています。
- ③ 交流の取組みへの参加に子どもによる温度差があることを課題として認識し、興味を示さない子どもへの働きかけの必要性を感じています。すべての子どもが交流の機会から取り残されることのないよう、個々の子どもの特性や興味に合わせた広報や声かけを検討しようとする姿勢は、よりインクルーシブな環境づくりにつながるものです。

総評

■特に良い点

ポイント1	地域との強固な連携を力に、こどもを育む環境を構築しています
	塔南の園児童館は、「塔南の園福祉後援会」をはじめとする地域の多様な団体や住民、併設の福祉施設と深く連携し、地域全体でこどもたちを育むという意識が浸透しています。夏祭りや「だがしデー」といった行事では、地域住民が企画・運営に主体的に参画し、こどもたちと自然に交流する多世代共生の場が創出されています。また、日常的な見守り活動や学校との密な情報共有により、地域が一体となったセーフティネットが機能しており、こどもたちが安心して過ごせる環境の基盤となっています。
ポイント2	こどもの「やりたい」を起点に、主体性を育む活動が推進されています
	こどもの「やりたい」という思いを起点とする姿勢は、小学生の「アソビンピック」から中高生世代の「ヨルジド」に至るまで、発達段階に応じて一貫して実践されています。特に、活動場所を確保するためにこどもたち自身が学校と交渉するといった経験は、単なる意見反映に留まらず、社会的な実践を通して自治的な力を育む絶好の機会となっています。職員はこどもたちの「自分たちで実現する」という思いを尊重し、あくまで伴走者としての役割に徹しており、こどもの主体性を育むという確固たる方針が実践されている点は高く評価できます。
ポイント3	中高生にとって魅力的な「第三の居場所」を提供し、多世代交流のハブとなっています
	本児童館は、特に中・高生世代にとって重要な「第三の居場所」として機能しています。その大きな要因として、OBOGである大学生や社会人スタッフが積極的に関わっている点が挙げられます。彼らが企画・運営する「ヨルのジドウカン」などの活動は、中高生にとって魅力的なプログラムであると同時に、親や教員とは異なる「ナナメの関係」の大人と出会う貴重な機会となっています。ヒアリングでは、年齢の近いお兄さんやお姉さんには、こどもたちが悩みを「ポロッと喋ったりする」という実態が語られました。こうした存在が、中高生にとっての心理的な安全性を確保し、多様なロールモデルと触れ合うことを可能にしています。この多世代交流のハブとしての機能は、児童館全体の大きな強みであり、特筆に値します。

■改善が望まれる点

ポイント1	新たな広報戦略と連携先の開拓による、利用者層の拡大が期待されます
	児童館の活動内容が充実している一方で、乳幼児親子の利用が少ないとや、児童館の存在を知らない地域住民がいることを施設自らが課題として認識しています。今後は、InstagramをはじめとするICTを戦略的に活用し、子育て世代や若者など、ターゲット層に合わせた情報発信を強化していくことが期待されます。また、既存の強固な連携関係に加え、地域のNPOなど新たなパートナーを開拓していくことで、地域で孤立しがちな家庭へのアプローチや、さらに多様な活動展開の可能性が広がることが望られます。
ポイント2	日々の豊かな実践を言語化し、職員間で共有する専門性の向上が望されます
	複数の職員から「子どもの権利についての理解が低い」「思春期の発達特性について職員の理解が不足している」といった、専門性に関する自己課題が率直に語られました。日常的には、人権に配慮した関わりや、思春期の子どもたちとの丁寧な対話が実践されているものの、それらの豊かな経験知が「子どもの権利」や「発達理論」といった共通の専門用語と結びつけられ、組織全体で共有・体系化されるまでには至っていません。今後は、日々の実践を振り返り、言語化する研修機会を設けることで、職員一人ひとりの実践知を組織全体の専門性へと高めていくことが期待されます。
ポイント3	物理的な制約を乗り越える創造的な工夫で、すべての子どもの居場所の保障が望されます
	学童クラブの生活と自由来館児の活発な遊びが同じ空間で展開されることで「接合部分に無理がかかる」状況が常態化し、子どもたちが「やりたいことを十分にできていない」実態があります。職員の工夫や子どもたちの譲り合いで現状を維持していますが、これは子どもが自由に遊びを選択する権利を十分に保障する上での大きな障壁です。地域施設との連携をさらに深めるなど、この物理的制約を乗り越えるための創造的かつ抜本的な解決策を模索することが、今後の最重要課題であると考えられます。